

伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 仕様書

1 概要

1. 1 業務名

伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託（以下、「本委託業務」という。）

1. 2 背景・目的

現在、多くの住民や事業者等が、都市計画情報や幅員などの市道の情報、埋蔵文化財包蔵地等の確認や閲覧等をするために担当窓口への来庁が必要となっている。本事業では、公開型 GIS を導入し、管理している都市計画や道路台帳等の地図データを庁外へ公開することで、住民や事業者の利便性を高め、サービスの向上を図る。また、公開型 GIS と連携する共通基盤となる庁内 GIS を構築することで、本市が保有する地図データをタイムリーに公開し、住民や事業者がいつでも、どこでも、だれでも情報取得できる環境を整え、住民負担の軽減とサービスの向上を目指すことを目的とする。

1. 3 業務の概要

(1) 公開型 GIS の構築作業

- ・ 利用環境の整備
- ・ システムの初期セットアップ
- ・ データ登録
- ・ テストの実施

(2) 庁内 GIS の構築作業

- ・ 利用環境の整備
- ・ システムの初期セットアップ
- ・ データ移行
- ・ テストの実施

(3) 伊勢市埋蔵文化財包蔵地図面のデジタル化

(4) 構築期間中におけるシステム保守及び運用支援

(5) システム導入に係るプロジェクト管理

(6) 研修

なお、本仕様書に基づく調達過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

1. 4 業務期間

(1) 構築期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

※試行運用期間を含む

(2) 運用開始

令和 8 年 2 月 1 日

1. 5 施行場所

伊勢市役所及び受注者の事業所

1. 6 納品物

本委託業務における納品物は以下のものを想定している。以下の内容に準じた納品物を、契約期日までに紙及び電子データで各1部納品すること。

(1) 作業実施報告書

- ① システム設計書（基本設計書、詳細設計書、システム機能仕様書及び基盤設計書等）
- ② システム構成図（ハード・ソフト・ネットワーク）
- ③ システムテスト仕様書及び結果報告書
- ④ データ移行結果報告書
- ⑤ 操作マニュアル（管理者向け、業務担当者向け）
- ⑥ 研修テキスト
- ⑦ 打ち合わせ記録簿
- ⑧ システム運用規定（体制・分担・ルール等）

(2) その他、本委託業務の実施に関する資料

1. 7 納品場所

本委託業務における成果品の納入場所は、伊勢市情報戦略局デジタル政策課とする。

1. 8 システム環境

本業務において導入するシステムの利用環境は、以下のとおりである。

(1) 公開型 GIS

- ① ネットワーク環境
 - ・ インターネット：住民や本市職員等がインターネットを介してアクセスすることを想定する。
 - ・ 自治体情報セキュリティ対策の三層分離 α モデルで仮想ブラウザ環境にて利用。
- ② クライアント環境
 - ・ 端末：Windows 端末、MacOS 端末、iOS 端末、Android 端末に対応すること。
 - ・ ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari
(他のブラウザにも対応していることが望ましい)

(2) 庁内 GIS

- ① ネットワーク環境
 - ・ LGWAN 回線：100Mbps（ギガランティ）
- ② クライアント環境
 - ・ OS：Windows11/64bit
 - ・ ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

1. 9 注意事項

- (1) 本仕様書は、本委託業務に係るプロポーザルにおいて、プロポーザル提案者が提案を行うための前提条件を規定したものである。本委託業務契約に係る仕様書については、プロポーザルにおける提案内容を踏まえ、契約候補者との協議により別途規定するものとする。
- (2) 仕様書の情報については、令和7年4月1日時点の情報であり、契約までに内容の変更が生じる場合があるが、原則変更内容についても本委託業務の範囲内で対応すること。
- (3) 本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金のデジタル実装型【TYPE1】に本市が採択された事業として実施するものである。
- (4) デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、デジタル庁のモデル仕様書に準拠したサービス実装を行うものとする。

2 システム要件

2. 1 システム全般

- (1) システムを利用する際には、特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールが不要であること。
- (2) 専用機能を追加せず、可能な限りカスタマイズを排した、常に最新のパッケージシステムが利用できること。
- (3) 将来的なマップ数やレイヤ数の増加に対し、柔軟に対応できるシステムであること。
- (4) 今後、クライアント環境（OS 及びブラウザ等）がバージョンアップしていくことも考慮し、定期的なシステム強化（バージョンアップ）が保守の範囲で行われること。
- (5) システムで実現すべき機能要件については、「別紙1 機能要件一覧」のとおりとする。費用対効果を十分考慮の上、適切なシステム機能又は代替案の提案を行うこと
- (6) 本システムにおけるソフトウェアは、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地域情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠していること。
- (7) 庁内 GIS で作成・編集したデータを、簡易な操作で速やかに公開型 GIS に反映できること。

2. 2 公開型 GIS

- (1) 公開型 GIS は、クラウド基盤からサービスが提供されるものとし、インターネットに接続できるパソコン・スマートフォン・タブレット端末からアクセスができ、接続された機種を自動判読することで、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整し、地図等を表示することができること。
- (2) 利用に際しては画面操作が容易で、ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。
- (3) 本システムの稼働時間は、サービス停止を伴うメンテナンスを除き 24 時間 365 日利用可能とすること。
- (4) サービス停止を伴うメンテナンスを実施する場合は、サービス利用に影響が少ない深夜時間帯（24 時～翌 6 時頃）に実施すること。
- (5) サービス停止を伴うメンテナンスを実施する場合は、不具合対応等の緊急メンテナンスを除き、

原則 1 か月までには本市に連絡すること。

2. 3 公開型 GIS 登録データ

(1) 公開型 GIS へ登録を想定するデータは次のとおりとする。なお、詳細については発注者と協議のうえ決定するものとする。

データ管理部門	ファイル名	数量	提供の形式
都市計画課	都市計画基本図、行政区域、都市計画区域、用途地域、風致地区、高度利用地区、用途地域の指定のない区域の形態制限、特別用途地区、特別用途制限地域、高度地区、準防火地域、景観地区、臨港地区、都市計画道路、都市計画公園、都市計画学校、ポンプ場・処理場、市街地再開発事業、市場、都市計画病院、立地適正化地域、景観計画地域、ごみ処理施設、建築形態制限、下水道施設	一式	Shape
交通政策課	おかげバス	一式	Shape
維持課	津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、市道路線網図	一式	Shape
下水道施設管理課	下水道管路図	一式	Shape
文化政策課	三重県伊勢市遺跡分布地図（伊勢市埋蔵文化財包蔵地図面）	約 500 箇所	紙、PDF

(2) 受注者は以下のものを設定するものとする。

① 埋蔵文化財包蔵地データ

後述する「2. 6 伊勢市埋蔵文化財包蔵地図面のデジタル化」によりデジタル化したデータをシステムに搭載すること。

② 共有デジタル地図

三重県市町総合事務組合の共有デジタル地図（数値地図、写真地図）を背景図として運用・管理可能なデータ形式に変換し搭載すること。なお、数値地図データは、三重県市町総合事務組合より今年度更新予定であるため、本市にて準備することとする。

③ 公開型 GIS 用ベースマップ

インターネット公開等の二次利用が可能なもので、表示縮尺に合わせて住所地名・目標物注記の配置や地図記号等の表記が最適化されている地図を利用し、公開型 GIS の背景地図として搭載し使用できるように構築すること。

2. 4 庁内 GIS

- (1) LGWAN-ASP サービスまたはオンプレミスにて提供され、ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。
- (2) 通信プロトコルは標準的 (http および https) なものとし、特別なポート開放を必要としないシステムであること。
- (3) 庁内 GIS の同時接続数は 30 台以上可能であること。ただし、利用するクライアント (端末数) には制限がないこと。
- (4) 本システムの稼働時間は、サービス停止を伴うメンテナンスを除き 24 時間 365 日利用可能とすること。
- (5) サービス停止を伴うメンテナンスを実施する場合は、サービス利用に影響が少ない深夜時間帯 (24 時～翌 6 時頃) に実施すること。
- (6) サービス停止を伴うメンテナンスを実施する場合は、不具合対応等の緊急メンテナンスを除き、原則 1 か月までには本市に連絡すること。
- (7) オンプレミスで導入する場合は、以下の条件を満たすこと。
 - ① サーバ、ストレージ等の機器は、導入完了後、5 年間運用可能な機器であること。
 - ② UPS (無停電電源装置) による停電対策、電圧低下等の電源障害対策を行うこと。なお、商用電源停止 1 分後からシャットダウンを開始し、安全にサーバを停止できるものであること。また、本体及びバッテリー交換含むオンサイト保守を導入完了後 5 年間無償で対応できること。
 - ③ 5 年の間に新たなシステムの追加や保存ファイルの増加等が起こっても快適な利用環境が損なわれないよう、十分な余力を持った構成とすること。
 - ④ 本契約期間後 5 年以内に、ハードウェアスペックの不足による動作不調が発生した場合は、追加費用なくハードウェアの増強等の措置を講じること。
 - ⑤ サーバ機器については、本庁舎東館 4 階サーバ室の 19 インチサーバラックに搭載すること。なお、サーバ、UPS を合わせた高さを 3 U までとすること。
 - ⑥ コンソールユニット (富士通製 (型番: PY-R1DP1) を予定)、KVM ケーブル及び LAN ケーブルは本市が準備するが、その他のラック搭載に必要な資材は受注者が調達すること。
 - ⑦ Microsoft Windows Server を用いる場合は本市の CAL を使用するため、必要なバージョンと数量を報告すること。
 - ⑧ 導入するサーバのウイルス対策ソフト (ESET 社製ウイルス対策ソフトを予定) は本市で用意するが、インストール作業を行うこと。
 - ⑨ その他システム構築、運用に必要となるソフトウェア等は、受注者にて用意すること。

2. 5 庁内 GIS データ変換・搭載

- (1) 本市から貸与するデータについて庁内 GIS へセットアップを行うこと。
- (2) 貸与するデータは、別紙 2 の「背景地図カテゴリ、地図カテゴリの地図情報一覧」に記載されたデータとユーザ登録レイヤデータ等を想定する。なお、地図レイヤ容量は約 80GB でユーザ登録レイヤ容量は約 11GB 程度であり、以下のレイヤ数を想定する。
 - ① Shape ファイル取込: 790 レイヤ

②アドレスマッチング：608 レイヤ

③主題図：216 レイヤ

⇒合計：1614 レイヤ

集計範囲：96 レイヤ

画像取込：20 レイヤ

(3) 搭載データは以下を予定している。

①地図データ：Shape 形式

②画像データ：TIFF・JPG 形式等

③ファイリングデータ：TIFF・JPG・PDF 等の汎用的な形式

(4) 各レイヤの凡例及びアクセス権等については、協議のうえ決定し、システムに設定するものとする。

(5) 住宅地図については、住宅地図（ゼンリン Z-map TOWNⅡ・同時接続6台）を調達し、契約期間中に地図データ更新が行われた際は、新版（更新）データを搭載すること。

2. 6 伊勢市埋蔵文化財包蔵地図面のデジタル化

(1) 本市から提供される埋蔵文化財包蔵地（500箇所を想定）を示した紙の資料について、対象の箇所についてマップデジタル化を行い、Shape 形式でデータを作成する。

(2) 作成したデータに属性情報として遺跡名、所在地、時代、遺跡概況、文献の情報入力を行う。また、作成したデータを公開型 GIS と庁内 GIS へ搭載すること。

2. 7 システム設定

(1) 各種データは、システム上において適切な表現ができるよう基図に各種レイヤを重ね、1つの地図画面を構成する設定を行う。なお、業務運用に適したものとするため、本市と協議し、調整を図るものとする。

(2) システムの運用に先立ち、十分に協議のうえ、各ユーザ及び各レイヤ（データ）に対して、閲覧や編集等の可否に関する権限や印刷及び編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。

2. 8 システム動作テスト

受注者は、以下のとおりシステム動作テストを行うこと。

(1) 安全かつ正確なデータ移行のため、データ移行テストを行うこと。

(2) 本市及び現行システム事業者との調整時に必要となる資料作成についても付帯作業の範囲に含む。

(3) 現行システム内の移行データは本市が提供するため、現行システムからのデータ抽出は本委託業務の範囲外とする。

(4) 現行システム内の移行データの提供は最大3回（テスト用、仮稼働用、本番稼働用を想定）とする。なお、出力の時期は、本市と協議のうえ決定する。

(5) 原則上記に記載した全てのデータを移行することとするが、移行の出来ないデータについては、

本市と協議のうえで別の形で確認が出来るようにすること。

- (6) データ移行作業については、受注者の申請により、セキュリティが確保されていることを条件に、移行作業及びデータの持ち出しを可能とする。ただし、移行するデータの持ち出し時には、暗号化 HDD を使用するなどセキュリティ対策を必ず行うこと。また、契約期日までに、作業データを完全消去すること。
- (7) 公開型 GIS 及び庁内 GIS に搭載された各種データについて、システム上で正常に稼働していることを確認すること。不備がある場合には、受注者の責任により正常に稼働するよう調整すること。

2. 9 データセンター

本業務で利用するデータセンターは、日本データセンター協会（JDCC）が制定するデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当以上、または FedRAMP（Federal Risk and Authorization Management Program）の Moderate 以上のデータセンターにおいて管理されていること。データセンターは、日本国の法律及び締結された条約が適用されるデータセンターであること。なお、国内データセンターの利用を推奨するものの、仮に国外のクラウドサービスを利用する場合は、国内法以外の法令が適用されるリスクを踏まえ、国外のクラウドサービスで取扱情報の機密性を踏まえてリスク評価を行い、発注者から承認を得ること。

2. 10 バックアップ及び障害時の対応

- (1) データのバックアップを毎日行うこと。
- (2) バックアップデータを世代管理すること。
- (3) 障害発生時に影響度合いや復旧見込み等の情報を、指定の宛先に通知できること。
- (4) 障害発生時のマニュアルが存在すること。
- (5) データセンターが罹災した際の、対応マニュアル（BCP 等）が存在すること。

3 導入計画

3. 1 管理・担当技術者

本業務に従事する技術者は、次の条件を満たすこと。

- (1) 管理技術者は、高度な技術と十分な実務経験から作業計画の立案、工程管理及び精度管理を統括し、過去 5 年以内に本業務と同種業務の実務経験を有するものとする。
- (2) 照査技術者は、過去 5 年以内に地方自治体において、本業務と同種業務の実務経験を有するものとする。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。
- (3) 担当技術者は、過去 5 年以内に地方自治体において、本業務と同種業務の実務経験を有するものとする。

3. 2 導入スケジュール

- (1) システム導入までの各工程に要する期間等は、受注者が提案し計画表を提出すること。
- (2) 計画表の作成にあたっては本市と十分な協議を行うこと。
- (3) 受注者は適宜作業の実施状況の報告を行い、必要に応じ本市との打ち合わせを行うこと。

3. 3 進捗管理

- (1) 本市との定例会を原則月 1 回以上開催し、全体の進捗状況、課題の検討状況について報告し、プロジェクト全体を円滑に進行すること。
- (2) 課題については、早期発見・早期対策に努め、適宜適切に管理するとともに、有効な解決策を随時提案すること。
- (3) 打ち合わせ・定例会等の各会議に際しては、会議後は打合せ記録を速やかに提出すること。

3. 4 試行運用期間

- (1) 発注者の試行運用期間については二週間を想定しているが、詳細は契約後、本市と協議のうえ決定すること。なお、試行運用期間に必要な経費は、本委託業務に含むものとする。
- (2) 受注者は、試行運用期間中に発生した問い合わせや課題、システムの正常動作を妨げる不具合等については、原則として本稼働開始までに解決を図ること。

4 付帯作業

4. 1 稼働前研修

新システムの試行運用前に、システム管理者や新システムを利用する職員に対して、研修テキストに沿って、実機を用いた操作研修を実施すること。

研修対象者はシステム管理者向けに 1 回 5 人程度、業務担当者向けに 3 回各 20 人程度を想定している。なお、研修会場は本庁舎または市内公共施設の会議室を予定しており、会場の手配、職員への通知などは、当市で実施するが、必要機材・時間・タイムスケジュール等は事前に当市へ報告し、協議のうえ、決定すること。

4. 2 マニュアル作成

システム管理者向け、業務担当者向けそれぞれの操作手順書等を記載したマニュアルを作成し、提供すること。

5 サービス利用契約

5. 1 基本的な考え方

- (1) 新システムの利用については、サービス利用方式による運用とする。従って、本委託業務には、システム構築費用、システム運用費用の導入経費を計上するものとし、システム利用に係る経費はサービス利用料に含むものとする。
- (2) サービス利用契約については、本委託業務とは別に、受注者と随意契約にて、運用・保守業務を含んだサービス利用として、5 年間の長期継続契約の締結を予定している。
- (3) サービス利用は、本委託業務の範囲外であるが、プロポーザル審査における評価の対象とする。
- (4) 本サービス利用契約期間は、継続的な機能強化（追加・修正）、セキュリティパッチの適応等を、追加費用なく行うこと。
- (5) 本サービス利用契約期間内は、サーバ機器等のハードウェア、OS 等のソフトウェアが追加費用

なく適正に管理されるとともに、データの増加やユーザの増加に際してもストレスなく本サービスが利用できるようにすること。

5. 2 運用・保守業務

(1) 運用・保守業務は、下記に記述する各業務を想定している。各業務の遂行に必要な体制及び連絡体制を整えること。

- ・システム運用、維持管理業務

- 運用管理・調整、稼動監視、障害管理、障害対応、システム構成管理、オペレーション、バックアップ、ドキュメント類の維持管理

- ・システム保守

- ハードウェア保守、ソフトウェア保守、パッケージシステム保守

- ・ヘルプデスク

- システム管理者及び各業務担当者からの問い合わせ対応

- ・改善提案

- 導入システム機能に対する改善提案

(2) サービス利用契約の満了または解除等により、新システムから次期システムに更新を図る等の場合、本市が円滑にシステムの移行作業を遂行できるよう協力すること。

(3) 機能提供（バージョンアップ）については保守の範囲内にて行うこと。

(4) 通常業務問い合わせ対応

- ① 問い合わせ時間

- 受付時間帯は平日 9:00～17:30 を基本とする。

- ② 問い合わせ方法

- 電話・メール等の手段にて、システム管理者からの問い合わせを受け付けること。

(5) 障害対応

- ① 問い合わせ時間

- 受付時間帯は平日 9:00～17:30 を基本とするが、緊急時はこの限りではない。緊急時のシステム障害連絡先を別途用意すること。

- ② 対応

- 障害係る問合せについては、本市との窓口は一本化し、障害箇所の切り分け、影響範囲調査、即時対処、根本対応を速やかに行うこと。

- ③ 障害対応の速度

- 障害連絡を受け付けた際は、概ね 3 時間以内に初期対応策を提示し、回復予定時刻を通知すること。原則として復旧するまで対応すること。

- ④ 障害対応の内容・状況について、適宜本市に報告・協議を行うこと。

- ⑤ 障害発生等の連絡を円滑に行うための連絡体制（人員構成、連絡方法、緊急時連絡先、連絡ルート等）を明確にすること。

- ⑥ システム不具合時に、メール等の手段によりシステム管理者に連絡ができる仕組みを構築すること。

(6) 報告

- ① 各年度末に定期報告を書面で行うこと。
- ② 障害対応終了時の報告は、本市に対し書面をもって行うこと。

5. 3 SLA

運用保守業務の実施にあたって、サービス利用契約とあわせて、別途 SLA (Service Level Agreement) を締結する。サービスレベルの設定項目は以下の内容を想定している。定期報告を行い、基準値を満たさない場合、その理由と改善策を報告すること。

分類	サービスレベル 評価項目	対象	サービスレベル要求水準
可用性	システム稼働時間	庁内用	24時間365日（定期再起動、計画停止時間は除く）
		公開用	24時間365日（計画停止時間は除く）
	計画停止	庁内用	深夜時間帯（0時～翌8時まで）に実施
		公開用	深夜時間帯（0時～翌8時まで）に実施
	システム稼働率	庁内用	99.5%以上（定期再起動・計画停止時間を除く）
		公開用	99.5%以上（計画停止時間は除く）
定時バックアップ	庁内用	フルバックアップ：週1回、差分バックアップ：週6回	
	公開用	毎日：差分バックアップ	
サポート体制	障害復旧時間	庁内用	4時間以内
		公開用	4時間以内
	障害発生通知（一次通知）	庁内用	1時間以内
		公開用	1時間以内
	リカバリーポイント	庁内用	前日バックアップからの復旧
		公開用	前日バックアップからの復旧
メール受付時間 (メールによる受付・回答)	庁内用	24時間365日、1営業日以内に一次回答	
	公開用	24時間365日、1営業日以内に一次回答	
ヘルプデスク	庁内用	平日9：00～17：30	
	公開用	平日9：00～17：30	
セキュリティ	不正アクセス 監視	庁内用	発見から1時間以内に着手
		公開用	発見から1時間以内に着手
	セキュリティ パッチ適用	庁内用	ベンダリリースから1週間以内に対応方針を報告
		公開用	ベンダリリースから1週間以内に対応方針を報告
	重大障害の件数	庁内用	0回/年
公開用		0回/年	

5. 4 システム機能改善

- (1) パッケージベンダとして実施されるシステム機能の強化（追加・修正）については追加費用なく提供されること。
- (2) サービス停止等が伴う場合は、作業日を本市と協議のうえ進めること。

5. 5 次期システムへの移行

- (1) 次期システムへの移行に伴うデータ出力や業務引継ぎ（データレイアウト等のドキュメント作成を含む）については、保守業務の一環として追加費用なく行うものとする。
- (2) 次期システムへの移行のためのデータ出力については、移行対象となるデータについて、提供できるフォーマットに変換し、全件や差分でのデータ抽出・出力が可能な仕組みを装備するとともに、3回（テスト・仮稼動・本稼動）のデータ提供作業を行うこと。

5. 6 支払い要件

サービス利用契約に係る費用の支払いについては、各年度一括払いとする。請求書を受領した日から30日以内に支払うこととする。

6 特記事項

6. 1 委託料の支払い

- (1) 本委託業務の完了確認は、完了報告書の提出によって本市が検査を行うものとする。
- (2) 本委託業務にかかる委託料は、検査完了後に請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

6. 2 再委託の禁止

本契約並びにサービス利用の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委託することを認めない。再委託に当たっては、再委託業者名等を明示したうえで、本市の承認を要する。再委託する業務範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先の業務に問題が発生した場合は、受注者が責任を持って、主体的に対応すること。

6. 3 契約不適合責任

納品物件の正常稼働を妨げる、契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）が認められた場合、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知することで、追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求を行うことができる。

6. 4 著作権の扱い

- (1) 本委託業務の納入成果物のうち、従前より受注者またはその仕入先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。
- (2) 著作権の所在に関わらず、データベースのテーブル構成及びデータ項目については開示すること。ただし、開示する範囲は、次期システムへの更新や他システムとの連携にあたり、本市が継続して業務を遂行するために必要なものに限る。

6. 5 法令順守

本委託業務を履行するにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律、伊勢市契約規則等をはじめとする以下の関係法令、規則等を遵守すること。

6. 6 守秘義務

- (1) 受注者（退職者等も含む）は本委託業務期間、サービス利用期間並びにサービス利用期間の満了または解除等を問わず、本委託業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を、本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受注者にて講ずること。
- (2) 本市が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、本委託業務完了日までに返却すること。ただし、保守業務に必要となる資料については、本市と協議のうえ、保守契約期間中、貸し出しを行うものとし、契約終了日までに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供は行わないこと。

6. 7 その他

- (1) 契約に当たっては、原則本市所定の「業務委託契約約款」を使用する。
- (2) 本書において本委託業務の範囲とした事項すべてにおいて、契約金額の増額及び追加費用の発生は認められない。
- (3) 本書に明示されていない事項であっても、その履行上当然必要な事項については、契約候補者が責任を持って対応すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、本市と本委託業務受注者で協議すること。
- (5) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と本委託業務受注者で協議すること。